

## 「第10回 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成26年11月27日(木曜日) 19:00～20:40

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 廣脇琵琶湖環境部次長、中村審議員、北村最終処分場特別対策室長、中島参事、松村主幹、長坂副主幹、林野副主幹、川端主任技師、岡本主任主事、脇阪技師

※コンサル4名

※二次対策工事業者3名

(栗 東 市) 山口環境経済部長、加藤環境政策課長、木村産業廃棄物対策室長、川端主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計13名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) 竹村議員

(市議会議員) なし

(傍 聴) 1人

(報道機関) なし

(出席者数 36名)

司会：みなさんこんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから第10回になります旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきますと思います。なお、本日県の琵琶湖環境部長の堺井は別の公務により本日やむを得ず欠席をさせていただきます。今回、次長の廣脇が出席させていただきます。それではまず開会に先立ちまして、廣脇からご挨拶を申し上げます。

次長：みなさんこんばんは。琵琶湖環境部次長の廣脇と申します。本日、部長の堺井がちょっとやむにやまれず公務で別の所に行っておりますので、代わりに出席させていただきました。お許しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますけれども、まず工事の状況でございます。ご存知の通り、選別施設工と鉛直遮水工をやっている訳でございますけれども、選別施設工につきましては少し遅れが出ているようでございまして、約一ヶ月くらい遅れている、という具合に聞いております。鉛直遮水工の方につきましては、先日21日から取り掛かっておりまして、現在まだ進めているところでございますが、また後でご案内させていただきますけれども、現地の見学会も予定してございますので、またその節にはよろしくお願いいたしますと思います。

それから、最近の状況として、今回議題に挙げてございますけれども、いくつかございまして、まずモニタリング調査でございますけれども、10月に調査を行いました。10月2日に地下水、それから10月17日には経堂池の水質の調査を行っております。全体としましては大きな変動は見られませんでしたけれども、依然として地下水の

下流側のポイントにつきましては高い値が出ておりますので、こちらも環境基準を超過した値が出ておりますので、これにつきましては引き続き注意深く見ていきたいという具合に考えておるところでございます。

また、前回報告をさせていただいた中で、ひ素が高かったという話をご説明させていただいております。15倍という数字が出たということも申し上げましたけれども、これにつきましては、5倍程度に、最近のやつでは下がってきたという状況がございまして、これも併せてご報告をさせていただこうと思っております。

それから、前回のもう1つ前ですか、ご要望がございました、有害物を掘削した場合の中身がどういう構成だったのか、掘削量と搬出量の構成はどうだったのかということにつきましてご質問がございまして、これにつきましては資料を作成いたしましたので、今日ご説明させていただくという予定をしております。

それから、前回これもご説明させていただいたと思うのですが、底面遮水工、この底面の破れている所を補修するためにどこまでどういう状況になっているかというのを、請け負っていただいている企業さんからの技術提案に基づいてボーリングをやった訳なのですが、その結果ですが、DとEの工区につきまして、予想以上に広い範囲で、底面の部分が、粘土層の破損しているということが分かりました。これについては後ほどご説明させていただきますが、いずれにしても、そうなりますと底面の遮水工につきましては、当然工事そのものが増加することになります。これにつきましては当然県の方でしっかりとやらせていただくつもりをしております。またもう少し詳細がわかりましたら、具体的にどの程度の工事の量が増えるのか、この辺につきましてもご報告させていただきたいという具合に思っているところでございます。

いずれにいたしましても、周辺の自治会のみなさまと情報を共有しながら、ご意見を伺いながら、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。それでは最初に注意事項なんですけれども、本日この会場の使用時間の関係で、最長21時半までとさせていただきますと思っています。あと、本日このコミュニティセンターで太鼓の練習があるようでして、音がする場合等あるかとございますが、予めご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思いません。本日お配りしておりますのが、まず会議の次第と、それをホッチキスで綴られているやつと、あと資料1、浸透水および地下水のモニタリング調査結果について、という2つをお配りしております。

まず次第の方にホッチキス止めされているやつの方から確認させていただきますけれども、まず次第がありまして、その次に資料2、有害物掘削における掘削量および搬出量についてというタイトルのものが裏表に印刷されているものと片面に印刷されているものの計2枚。その次に資料3ということで、底面遮水工における事前調査ボーリング結果(中間報告)というA4の縦の表裏のもの。資料4としまして、水処理施設における設備の耐用年数と維持管理等の費用の責任分担について、というタイ

トルのA4縦の片面のもの。それで最後に資料5ということで、第9回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果というA4の裏表のものがございます。それとは別冊で資料1ということで、浸透水および地下水のモニタリング調査結果について、A4横のものでページ番号が1ページから24ページまで振ってあるものが、お手元にお配りしてあると思います。

以上、資料がないですとか、あるいは落丁があるという方がいらっしゃいましたらおっしゃっていただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

それでは次第に従いまして会議を進めてさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。では初めに、議事の1としまして、平成26年度第2回モニタリング結果についてということで、ご説明をさせていただきます。

主幹：それでは説明させていただきます。まずお手持ちの資料の資料1の冊子、もしくはスクリーンを見ていただきますようお願いいたします。最初に謝らなければならぬことがありまして、22ページを見て下さい。

このひ素の方の、最後から2行目から最終行のところに、前々回調査(H25.2)とお手持ちの資料には書いてあるんですけども、平成26年2月の間違いです。訂正いただきますようお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。スライドの方は26年になってございます。前々回調査は26年2月です。申し訳ありません。それでは資料の1枚目、あるいはスライドを見ていただきまして、2ページ目をご覧ください。調査した地点は、この調査地点の地図にございます、ご覧の18地点+経堂池の計19地点で調査を行いました。これは前回、平成25年度と調査地点は変わってございません。

3ページ目をご覧ください。前回ご指摘がございましたNo.1揚水井戸という浸透水井戸があるんですけども、それにつきましては、従来のA-3の井戸の代替地点として調査を平成26年2月から開始したということを書かせていただきました。次のグラフを見ていただきますと、丸がA-3の地点を表しておりまして、平成26年2月からは別途No.1揚水井戸に調査地点を変更しているということをグラフ上でも示させていただきます。

それでは、特筆すべき点を中心に説明させていただきたいと思います。4ページ・5ページにございます電気伝導率につきましては、特段大きな変化はございません。横ばいで推移して、浸透水および地下水についても、変動はありながらも横ばいで推移してございます。

先程、次長の話にもございました通り、No.1揚水井戸のひ素でございます。これにつきましては、前回環境基準ないしは維持管理基準の15倍という数字であったんですけども、今回0.053と維持管理基準、環境基準の5倍程度に下がりました。前々回の調査並のものに落ち着いてございます。それ以外の地点で、Ks3層で見ますと、一点北尾団地側にありますH24-S2(2)およびKs2層の上流側にあるH24-7、北尾団地側にあるH24-S2、西市道側にありますNo.3につきましては環境基準を超えておりますが、ほぼ横ばいで濃度が推移しております。

続きましてふっ素ですが、全地点で環境基準、維持管理基準を下回っておりますので、ちょっと割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。ほう素についてなんですけども、浸透水2地点で環境基準を超過しております。Ks3層につきましては北尾団地の境界にありますH24-S2(2)におきまして環境基準を超過しているところです。浸透水につきましては、経年、長期的に見ますと若干低下傾向にありますが、Ks3層のH24-S2(2)につきましては、調査対象が少ないのですけども、横ばいで推移しているという状況です。

11ページのほう素のKs2地下水層を見てください。基準を超過しておりますのは、処分場の下流側の北側のNo.1、処分場の西側のNo.3-1、それと下流側にありますH24-4、の3地点で、環境基準を若干超過しております。基準を超過している地点につきましてグラフを見ていただくと分かります通り、横ばいに推移しております。

続きまして鉛です。鉛は検出されておりますが、全地点で環境基準以下でした。検出されている地点が何地点かございますが、環境基準前後で横ばいに推移しているという状況です。13ページのKs2地点につきましても、基準を超過している地点についてはほぼ横ばいで推移しているという状況です。

次行きます。水銀です。14・15ページに記載されております。今回の調査におきましても全地点で検出されませんでした。

16・17ページの1,2-ジクロロエチレンも、検出されている地点がありますが、全ての地点で環境基準を下回っております。

18ページの塩化ビニルモノマーでございます。浸透水につきましてもKs3地下水層につきましても、基準を超過しておりません。Ks2地下水層におきまして、前回環境基準を超過したH24-2につきましては今回も基準を超過してはありますが、前回よりも数字は若干低下傾向にございます。それから一番下流側にありますK-1地点ですけども、これまでも環境基準を若干超える値で推移しておったのですが、今回は基準値をやや下回っている結果でございます。塩化ビニルモノマーで基準値を超過しているのはこのH24-2、1地点でございます。

1,4-ジオキサン、20・21ページをご覧ください。1,4-ジオキサンでは基準を超過しておりますのは、Ks3地下水層のH24-2(2)の1地点、0.064mg/Lの1地点のみで、それ以外の地点におきましては全て環境基準、維持管理基準を下回っております。グラフを見ていただいても分かる通り、特に浸透水ですとか、Ks2地下水層で以前基準を超過していた地点につきましても低下傾向がみられます。

地下水・浸透水についての調査結果については以上でございます。22・23ページに今お話しましたところがまとめてございます。グラフにない物質のうちBOD・CODでございますが、浸透水のH16-No.5の地点で維持管理基準を若干超過しております。前回超過しておりましたが、最近のこの地点につきましても超えたり超えなかったりという傾向にございます。

最後に、一番最後のページでございます。経堂池の水質でございます。平成22年の栗東市さんが調査された時の結果から最新の結果まで掲載してございます。前回は前々回に比べて、全窒素の値ですとか、電気伝導率とか、こういった値が大きく下がったのですけども、今回10月の調査結果はそれよりも若干下がりまして、特にCODが初めて農業用水基準を満たしているという結果になりました。前々回高かった全窒素等も前回同様の値で低い値で推移しております。電気伝導率も農業用水基準を下回っ

ております。この結果につきましては、ちょうどこの調査の10月17日の4日ほど前に台風19号が来まして、かなり雨が降りましたので、そういった雨とかによって若干希釈はされているのかなという風には思います。泥が巻き上げられて、SSという浮遊物質がこれまでよりも高いというのがそれを示しているのではないかなと思っています。今後もこのくらいの数字が続くかどうかについては、地下水・浸透水の調査とほぼ同じ時期にモニタリングを続けて様子を見ていきたいと思っております。地下水・浸透水の調査の結果につきましては以上でございます。

司会：それではただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

住民：経堂池の件ですけども、今雨により希釈ということで数値が、ということですけども、SSですね、前から、平成22年からずっと1桁ですけども、それが農業用水の基準は満たしているんですけども、2桁に初めて上がっているんですけども、これは何か影響、何か原因はあるんですか。

主幹：雨が降ったことによりまして、かなり周辺、例えば周りの山から水が入ってきて、底の方に溜まっている泥等がかき混ぜられたか、あるいは、そういった周辺の山の方からそういった粒子状のものが流れ込んできてまだ沈んでいないという状況の時に採水したという風に考えております。池の色は普段は濃い緑色なんですけども、若干それよりも土の粒子みたいなものが浮いているような、黄土色が混じっているというような感じの色をしておりました。その後も経堂池の様子を見ていたんですけども、また以前の深い緑色に戻ったという風に考えておりますので、台風による水量の増加に伴っての一過性の現象ではないかという風に考えております。

住民：台風とか雨があるとだいぶ数値が良くなるような話ですけどね。一番RDができる以前の池の様子を、昔ですね、僕らもまだ小さいときやから見てると、やっぱり相当変わってきているように思うんですけどもね。自然に雨なりそういう雨が池の方に流れていくことによって、そういう昔みたいな感じの様子に変わっていく訳ですかね。話を何回もさせてもらっていると、やはり何かの手を加えてもらわないと、環境というのか、元通りのようなきれいな池にはならないと思うんですけども。数値的にはだんだん良くなってきているということだと、自然の雨が池の中に流れ込んでいくことによってだいぶ変わってくるということやと、放っておいても良くなるような感じに取れたんですけども、そこらどうなんですか。

主幹：様子を見ていかないと何とも言えないんですけども、前回の調査結果も若干農業用水基準を超えている項目があるんですが、池の水質としては悪い状況ではございません。それよりも数値が良くなったので、その前回の結果に比べて良くなったというのは、台風の影響なのかなと思っています。これがまた元に戻るのか、あるいはこのままの状態で推移するのか、あるいは何らかの原因で悪くなるのかはちょっとわかりませんが、RD処分場に関して言いますと、今は仮キャッピングとかし

ておりますけども、恒久的に、最終的には法面にキャッピングしたりとかですね、表面の覆土も完全な状態にしていきますので、RDから流れる表面水につきましても、今もそんなに悪いものは出ていないはずですけども、さらに良くなっていくんではないかなと思っています。で、以前の状況につきまして、濃度的に若干高い数値のものがあるんですけども、これが今後下がっていくかどうかにつきましては、様子を見ていきたいという風に思っています。

住民：それですね、将来的にいうのか、ここの水をね、今は経堂池の水を使えなくても何とかやれてるんですけども、渇水時、水がなくなってくると、三ツ池だけではちょっと補えないと、やはりこの池の水も使っていかなければならないと思うんですけども、県が自治会の方に説明していただいていると使ってもらっても大丈夫だということなんですけども、例えば個人的に話してたことなんですけども、例えばその水を使って田んぼで米を作ってますね、そういう米を実際に県の方で買い上げてもらうとか、そこで調査してもらうとか、そういうようなことを県は考えておられますか？実際に使うとなったらその保証なりがないと作ってもらう方も心配ですので、うちの場合はそういうようなことが将来的に一番の心配事ですので、そこら辺りはどうですか。

審議員（滋賀県）：この件に関しましては、今年の冬でしたか、1月か2月か、自治会さんの方に寄せてもらってご説明させていただいた通りでございまして、稲の生育ですか、これについては全部栗東市さんの方で調査されて問題ないという結果が出ておりますので、これは風評被害だけの問題でございまして、我々としましてもその場で説明させていただきました通りですね、そういったものを周辺のみなさんに周知していく必要があるということでございましたら、それについては努力させていただきたいと思っております。

耕作の結果を見てみましてもですね、何ら問題は無いものであると見ております。ただこの当時から変わっているとすれば、池の面積はご存知のとおり道路工事の結果減りましたし、入ってくる水の量が変わってきます。で、私共としてはRDから入ってくる分については、浸透水と雨水は全く分けしてきれいな雨水だけを入れる格好になりますので、その分についてはきれいになっていく状況はあると思うんですけども、道路の影響についてはちょっと分からないという状況でございませぬ。

住民：これでやはりね、数値の面では安全やということはだいぶ前から言っていたと思いますし、実際こういうの見ていると農業用水の基準を満たしているということのはわかるんですけどね。実際に作った場合に、作ってもらって、検査してもらって、確かに安全やというようなことの、そういう検査とか、前に1回言ってもらったかわかりませぬけども、そんなのはやってもらえるんですかね。

審議員：ですからその結果を元に、その結果を見た結果ですね、それはもう全然問題ない

と思っていますので。それ以降ですね、水質については変わっておりませんので、変わってないというか逆に良くなっている傾向がございますので、あえて我々としては今の時点ではですね、調査等考えておりません。過去の結果を踏まえてですね、そういうことを周辺のみなさん方にご説明する機会を作れというのであれば、させていただきたいという風に考えております。

司会：よろしいでしょうか。

住民：この件でまた、うちの自治会の話し合いで、また来ていただいて、もう少し詰めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

司会：はい、では他にございますか。では、ないようですので議題の…

住民：相変わらずね、H24-S2、値高いものが出てるのが多いね。それから基準を超えてないというのを、やっぱり環境にないようなものが出てることが事実で、ジオキサンだってそうやし。本来自然界にないものですよ。ジクロロエチレンにしたって。これはかつかつ超えてないというのは、こういう状態やから、やっぱり超えてないからこれでええというもんじゃないと思うし、もうちょっと考えてくれるかね。

主幹：低下傾向にはあるんですけど、当然工事をやっている期間およびその後他の物質も含めて安定化するまではモニタリングを続けていくということになっておりますので、その間ずっとどのように推移していくかというふうに確認していきたいと思っております。

審議員：ちょっと補足させていただきます。これからね、また掘削していきますよね。そうするとその浸透水の部分については少し数字が悪くなっていく可能性もありますので、これはちゃんと注意深く見守っていききたいと思っております。ただ、それが外に出て行かないように、きちんとした処置をしながら工事を進めたいと考えております。

司会：他にはございませんか。それでは議題の1番目については終わらせていただきまして、次に議題の2つ目でございます、有害物掘削における掘削量および搬出量についてに移りたいと思っております。すみません、少々お待ちください。

主幹：資料2、次第の後についております、資料2をご覧ください。全部で3ページ、2枚3ページございます。

1枚目の、有害物掘削における掘削量および搬出量についてというのをご覧ください。前々回の連絡協議会におきまして、これまで有害物をどれだけ掘削して、その中にどれくらい廃棄物として処理したのものがあるのかということを取りまとめたのは、というご意見がございましたので、現時点で掘削量および処分量が判明しているものにつきまして、体積を算定させていただきまして、その体積量を取りまとめたの

がこの表でございます。平成24年8月から開始しました一次対策工事におきまして、掘削した量というのが、表の一番最後の行に書いてございます。体積にしまして、10,889m<sup>3</sup>、一次対策工事で掘削いたしました。これを100%としまして、このうち廃棄物(有害物)として処分したものにしましては、全部で1,585m<sup>3</sup>、重さにすると2,142t、体積比14.6%を廃棄物として処分いたしました。

その内訳でございます。一次対策工事期間中に搬出した廃棄物は、この4つある廃棄物種のうちの上の3つでございます。特に有害物の中でも、実施計画等におきまして有害性が高く、緊急的に出さなあかんかったものです。この中でボーリング調査でテトラクロロエチレン等が環境基準ではなくて、埋立判定基準の濃度を超過しておりました区画がございました。当時Dエリアと言うてたところでございます。3ページの地図がついております。溶融炉建屋跡の、方角でいうと左上、北東の方角にありますところがDエリア、ちょっと色が濃うなっている所がDエリアです。そのものにつきましては掘削して全て産業廃棄物として焼却処分しました。これが体積 404m<sup>3</sup>、体積比3.7%、重さ539tございました。

続きまして産業廃棄物(医療系廃棄物)と書いてあるものです。下の写真で言いますと左から2番目のものでございます。これは主に、3ページの地図で行きますと、(一次対策)Aエリア、(一次対策)Bエリアと書いてあるエリアから出てきたものでございます。これは立米がちょっと分かりませんので、立米に関しては推定値、重さから換算した推定値なのですが、だいたい806m<sup>3</sup>の806t、体積比にしまして7.4%搬出処分いたしました。どういったものが入っているかということにつきましては、写真の下の囲みの中をご覧ください。主にはガラス陶磁器くずとか、廃プラスチック類でしたけど、若干量ですが注射器ですとか、注射針ですとか、採血管といったものが見られました。

写真で言いますと右から2つ目の、ドラム缶等およびその内容物が浸潤した土砂、廃棄物土でございます。これがだいたい117m<sup>3</sup>、体積比で1.1%、重さでは211t出しました。ドラム缶の数にしては80本を、ドラム缶とおよびドラム缶の周りの廃棄物土も一緒に場外搬出処分、一次対策の時にしております。これは主に(一次対策)Aエリアというところから出てきたものです。Bエリアでも若干出てきたんですけども、ほぼAエリアで出てきたものです。

それとですね、3ページの地図でいきますと、Bエリアの、(二次対策)B区画と書いてあるところと若干重なっておるんですけどもその部分とですね、Dエリアの横に1,4-ジオキサンが地下水環境基準を超えておる所が、土壤環境基準ではないんですけども、土壤環境基準があるとすると超えているという所が、Dエリアの隣にございましたので、そのエリアの廃棄物をフレコンバッグですとかシートに包んで一時仮置きしておきまして、これを二次対策工事の初めの期間に廃棄物として持っていった量がだいたい257m<sup>3</sup>、体積比でいうと2.4%、重さにして586t処分しております。これらの廃棄物は現時点で既に焼却ないしは管理型埋立処分の方で処分しております。

それ以外の大部分ですね、8,727m<sup>3</sup>というのは、特に有害物質等が環境基準、土壤環境基準を超えてない部分ですけども、これらの廃棄物を掘削するのに併せて掘



削した廃棄物土、これが8,727m<sup>3</sup>、体積比でいきますと80.1%あります。これは今後、今建設しております選別処理施設において廃棄物と埋戻し出来るものに分離して、廃棄物の方については処分していきます。

それとですね、Aエリアの上側、南東側ですね、若干地山の部分がありましたので、この部分につきましてはCエリアを埋め戻すのに、577m<sup>3</sup>利用しました。これが大体体積比5.3%。これで100%、10,889m<sup>3</sup>を一次対策工事で掘削し、一部は処理し、一部は現在仮置きしている状況でございます。二次対策工事につきましては10月分まででございますけども、掘削していた期間は二次対策工事期間中の合計の備考欄にあります通り、4月から8月の間に掘削しております、掘削量が3,228m<sup>3</sup>、これを100%としたときに、廃棄物(有害物)として処分したものが汚染廃棄物土として1,289m<sup>3</sup>、2,186tを処理しております。体積比でいきますと39.9%。この有害物を掘り進めるまでの間に掘削した、土壤環境基準を超えていない廃棄物土については1,940m<sup>3</sup>、60.1%。これについても現地に仮置きしております、先程の8,727m<sup>3</sup>と合わせて今後設置する選別処理施設で廃棄物と埋戻し材に分離する予定でございます。こういったものかについては、下の写真をご覧ください。埋立判定基準を超過しているのも、埋立判定基準を超過してなくて土壤判定基準を超過しているのも見た目はほぼ同じです。医療系廃棄物とドラム缶および浸潤した廃棄物土についてはこういったものが含まれています。

2ページ目に、この灰色の点線で囲った部分が、これまでに処理した内容です。一次対策と二次対策で合わせて14,117m<sup>3</sup>掘削し、うち廃棄物として場外に搬出処分したのが、2,873m<sup>3</sup>、20.4%です。現在場内に仮置きして選別処理を待っている廃棄物土は10,667m<sup>3</sup>、75.5%、Cエリアに埋め戻した土ですけども、これが577m<sup>3</sup>、4.1%です。仮置した10,667m<sup>3</sup>につきましては今後、今建設が進んでおる選別処理施設で、選別処理をいたしまして、廃棄物としては、有価物もここに入っていますけども、選別回収廃棄物と書いておりますが、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずといった可燃物、比較的軽いものと、金属くず、ガラス陶磁器くず、比較的重いもの、そういったものが分離されて選別工程で出てきますので、それは場外へ搬出処分します。一部、H鋼ですとか、鉄筋とか鉄くずについては選別処理工程から出てくる場合がありますが、これらは有価物として売れる場合がありますので、そういったものは売却します。それと、コンクリート殻、アスファルト殻につきましては、浸透水貯留層の構造材として再利用致します。これは現場に置くということです。

それと、廃棄物と分離した残りの土でございますけども、土については適合確認試験をして、適合したものは現地の埋戻しに使います。適合試験で合格しなかったものについてはそのまま場外へ搬出処分いたします。これは、今仮置きしているものについてもこのように選別しますし、今後処分場の北側から西側にかけて掘削をしていきます。そこで発生するものにつきましても、この下の方のストライプのゾーンになってまいりますけども、選別処理の方を行ってまいります、同じように分離して、それぞれ処理をするなり埋戻し材として利用するなりしていきます。平成30年頃から始めますけども、まだひ素とかふっ素とかですとかが土壤環境基準を超えているエリアがありますので、ここの廃棄物土につきましては、掘削してその

まま場外に搬出処分いたします。

あと、ここにあるか、どこに具体的にあるかというのは、ある程度証言が得られておりますけども、今後掘削で出てくるであろう、一次対策で出てきたようなドラム缶およびそういったドラム缶の周りで中身が散っているような土砂につきましても掘削して場外に搬出処分をする予定をしております。こういった形で今後も処理を進めていきます。

これが現時点で取りまとめさせていただいた、掘削した廃棄物およびそのうちどれだけ処分し、どれだけ仮置き、どれだけ再利用したかを示した資料になります。説明は以上でございます。

司会：今の説明についてご質問ご意見等ございますか。

住民：今ご説明のあった体積ですね、これが、重さから推定したというような話がありましたけども、土砂なんかの場合は、埋まっていた時の容積なのか、掘り出して瓦礫になったときの容積なのか、これどちらなのか。例えば、掘削前にですね、ここ何m×何mの深さ何m掘ると、容積出てきますね。それを掘り出しますと瓦礫になってですね、測定もこうちょっとやりにくい状況になります。そういう掘り出した後の容積ですか、それともあるいは計画掘削の。

主幹：そうですね、この一次対策で掘削した廃棄物のうちですね、2番目の産業廃棄物(医療系)とですね、3番目の産業廃棄物(ドラム缶等およびその内容物が浸潤した廃棄物土)というのは、これは廃棄物処理業者さんのトラックスケールで計った重量…

住民：重量でしょ。

主幹：ええ、で、ここから単位比重で割り戻してる訳なんですけども、その時…

住民：1個だけが比重1なんですわね。

主幹：そうですね、はい。

住民：で、産業廃棄物の…

主幹：これが1.8…

住民：ドラム缶および内容物が浸潤した廃棄物土というのは比重が1.8になってますわね。

主幹：そうです、はい。

住民：これはちゃんと実測されたんですか。

主幹：いや、実測はしてません。

住民：それどういうものなのか。

主幹：データに基づいているのが…

住民：それどういう意味があるのか。

主幹：色々と文献で調べますとそのいわゆる。

住民：ほんなら土砂も交じるとる訳ですよ。

主幹：土砂の方が多いと思います。

住民：一体どういう意味があるのかということですね。

主幹：推定値になってしまいます。はい。

住民：そういうものを全部累積しましてね、掘削量トータルで、これから今後さらに、底面遮水のところとかですね、あるいは鉛直のところなんかを掘ったりなんかして、そういうものも今後掘削量として上がってくる訳ですね。

主幹：はい。

住民：で、最終的にどれくらいの量になるのか私良くまだ分かりませんが、相当な量になってると思うんですね。これからも掘削量は非常に多いのでしょ。だから、こういう中で今出されたデータがですね、全体の掘削量の中でどういう意味を持ってくるのかということですね。特に重量はいいんですけども、容量がね、一応いわゆる掘削前の締まった状態ですね、それ分かりやすいんですけども。

あと掘り出してですね、医療系が比重1と設定したとか。医療系とは一体何なのか、ガラス瓶もあればプラスチックの瓶もあれば、中に泥が入ってるのもあれば、いろいろあると思いますけども、比重1というのがどこから出てきたのかがよう分からないんですけども。で、ドラム缶の入った廃棄物土ですね、これほとんど土でしょ？

主幹：はい。

住民：土でしょ。

主幹：はい。

住民：そうすると、ほとんど土の場合はだいたい比重が2.いくら、3.いくらですね。

主幹：いえ、だいたい1.8です。

住民：2.8には抑えられるんですね。

主幹：1.8です。あの、文献とか見てもらえると土の比重は大体1.6～1.8と書いていますので、今これをちょっと参考に1.8ということで。

住民：ああ、そういうことですか。

主幹：はい。

住民：廃棄物ですね、汚染廃棄物土、トータルでまとめてあるのですが、この比重は1.3なんですね。

主幹：そうですね。これはですね、掘削したエリアと言うのが決まっていますので、実際にその、平面平べったい。

住民：掘り出したところを。

主幹：これは測定されています、工事業者さんの方で。その量が体積、これは推定値ではなくて実測値ということです。重さは実際運んでいただいた処理業者さんのスケールで計測した値ですので、若干軽いですね。このエリアの1.5m～3mの間はかなり木くずが多かったんです。それが原因で若干比重が軽いのかなと思います。

住民：はい、分かりました。

司会：他にございますか。

それではないようですので、議題の2番目につきましてはこれで終わらせていただきまして、続きましては議題の3つ目ですね。底面遮水工における事前調査ボーリング結果(中間報告)について、に移りたいと思います。こちらの方は工事の施工業者の鴻池JVの方からご説明をお願いします。

業者：鴻池・不動テトラ・八田JVの〇〇です。よろしくお願ひいたします。資料の3をご覧いただきたいと思います。底面遮水工における事前調査ボーリングの結果についてということで、まだ調査をしている最中ですので、今中間報告ということで報告させていただきたいと思います。

A工区・B工区・DE工区と分けて書いてありますが、A工区につきましてはまだこれから進めていくところでございます。そのうち、4ヶ所やる予定のところのうち、No.3だけは終わっております。No.3につきましては、ボーリングした結果、粘土層の核は確認されました。粘土層の上面が、標高で言いますと120.978mということで、ゴミが地表から19.45m埋まっています。この位置ですと、粘土層の厚さは55cm以上あるということが確認出来ました。A工区についてはまだ1つのポイントだけしか確認出来ておりません。あとは引き続いて調査していく予定です。

B工区につきましては、ご覧の通りNo.5,6,7,8、全ての箇所でも粘土層が確認されております。あとは粘土層上面の標高、上面の深さ、ゴミの厚さは、こういう結果になっております。それぞれ、粘土層の厚さにつきましても、1.25m以上、2.60m以上、70cm以上、5.4m以上という粘土層の厚さが確認出来ておりますので、ここは大丈夫かと思えます。

続きましてDとE工区なんですが、No.9につきましては粘土層が確認出来ました。ゴミの厚さが22.6m、粘土層の厚さが60cm確認出来ました。それからNo.11につきましても、一番下ですね、粘土層の上面が134.25m、ゴミの厚さ16.6m、粘土層の厚さは1.15m確認出来ました。

ところが予定していたうちで、No.10というポイントがありますが、ここにつきましては粘土層が確認出来ませんでした。ボーリングしていった結果、ゴミをずーっと突き破って、粘土層が無く、いきなりゴミが出てきました。それで、No.10の付近を今引き続いての調査になっておりますけれども、色々、当初No.9,10,11と、それだけやる予定だったのでありますが、No.10の付近を、No.10-1～10-8まで、調査しております。そのうち、No.10-4,10-5,10-7については粘土層が確認出来ております。分布としましては、下の事前調査ボーリング全体図というところに、こう十字架みたいな形で、この付近で粘土層を探るという意味で色々やっております。

下の絵のですね、下にクジラみたいな絵があるんですけども、それが元々の粘土層の予定、底面遮水工の予定範囲でしたけども、この範囲ではちょっと収まりそうにない、というのが確認出来ております。ですので、もう少し粘土の範囲を絞る為に、今後引き続いて調査していく予定をしております。もうちょっと最終結果まではお時間をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ちなみに次の裏のページですね、図の2というところで、これがNo.10の付近を拡大した絵になりますけども、No.10-6の横に、赤いキ-7(4)というのがあるんですけども、これはあの、我々のボーリングでは無くて、ずっと前にボーリングされた時にこの位置には粘土が確認されたということです。

それから、No.10-4の上の7番、ここでも、前の方で粘土層が確認されております。で、点々で書いてある、クジラから派生された点々で書いてあるものが、今予想される欠損範囲なんですけども、まだ今これ確定では無くて、引き続いて調査の方を行っていきたいと考えております。箇所数がまだ少ないと考えますので、もう少し引き続きやりたいと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。

副主幹：土木工事を担当しております長坂と申します。ちょっと補足させていただきます。

今も鴻池JVさんの方から説明がありました通り、当初想定しておりましたDE工区の粘土層の欠損範囲が大きくなるということは確実です。今回の調査結果を精査しまして、欠損している粘土層をきちとつめて、地下に浸透水を送りこませない、拡散させないという目的をきちと達成できるように、欠損範囲の特定と底面遮水工の施工範囲の変更について検討を進めてまいりたいと考えております。

司会：今の説明について、ご意見ご質問等ございますか。よろしいですか。

住民：No.11は粘土層確認されてて、No.10-4も粘土層確認されてて、No.10-3、10-6になるのかな…は粘土層確認出来なかったということなんですけど、これNo.10-4とNo.11を直線で結んだ線で粘土層は全部あるという風に考えてよろしいですか。例えば、もうちょっと膨らんだ形でNo.10-6のさらに北側、北西側に調査する必要はないのかなという気がするんですけどもどうなんですかね。

業者：調査はまた引き続いてやっておりますので、今後あとどこをやるのかというのも考えながらやっていきます。確かにこのところちょっと飛んでるのでここはやらなあかんやろうなという感じで、順々に的を絞っていきたいと思っておりますので、今回ちょっと中間報告ということでご理解願いたいと思います。

司会：他にご質問等ございますか。はいどうぞ。

住民：以前、調査委員会の横山先生がね、このガス化溶解炉の下あたりに地下水層を破っている箇所があるのではないかということ saying していたのを思い出したんですけども。今回の調査によって、地下水層を破っている箇所が拡大したことによっても、これまでのデータで見直さなければならいような解釈というのはあるのでしょうか。

副主幹：見直さなければならないというのは。

住民：地下水汚染のメカニズムに関して。

審議員：とりあえずね、過去のデータをもういっぺんあらってみます。

司会：他にございますか。

それでは無いようですので、これにつきましても今回まだ中間報告ということで、また今後新たに判明したことについてはまたこの場で報告させていただくことになると思います。それでは次の議題に移りたいと思います。次は、その他の中の1つ目のポツでございまして、水処理施設における設備の耐用年数と維持管理等の費用の責任分担について、ということで、今からご説明をいたします。

副主幹：お手元に配布させていただきました資料4をご覧ください。第8回の連絡協議会で、水処理施設における設備の耐用年数と維持管理等の費用の責任分担ということについて、後日改めて説明しますとお約束をしましたので、今回説明させていただきます。

まず1番の設備の耐用年数および保証年数についてなのですが、各設備の耐用年数は設置から10～25年というふうになっております。こちらの年数につきましては下水道部局で定めております耐用年数でございます。水処理施設というのは、いろんな施設が合体していると言いますか、いろんなものを組み合わせて稼働しているものでして、それぞれの設備によって耐用年数が定められておるものがございます。例えば、例示ですけれども、計測設備については10年、脱水機については15年、活性炭設備については15年、また沈殿施設等の躯体、これはタンクというふうに考えていただいたら良いと思うのですが、金属製の物ですと25年、このように耐用年数が定められております。また、各設備は、いろんな製品・パーツで構成されているんですけれども、こういった製品の保証期間につきましては、出荷日から1年間、メーカー保証については出荷日から1年間となっております。

次に、維持管理等の費用の責任分担、これについても整理しました。まず、通常の維持管理については県が責任を持ってさせていただきます。水処理施設の引渡し時に予備品および消耗品を用意することとなっております。予備品および消耗品の一部につきましては鴻池JVさんの方で提供いただくことになっております。

表の下の方ですね、引渡し時に用意する予備品および消耗品ということで、記述しておるのですが、具体的にどのようなものを選定しているかを書いていません。まず、現場で補完が可能なものであるということと、破損しやすいもの、維持管理業者が現場で修理・交換できるものである、この3点を勘案しまして、21種類、36個、金額にしまして約70万円の予備品もしくは消耗品を提供いただいております。

例えば、脱水機の間隔ろ布、これは汚泥をろ過する布になるのですが、1セット、各設備についておりますコンプレッサーのVベルトにつきましても提供いただいております。フロートスイッチ。これは浮きのような物なんですけれども、こちらでも提供いただいております。pHガラス電極、濁度計センサー、こちらは維持管理の点検等でよく壊れるということで、それぞれ1つずつ提供いただいております。

こういった耐用年数等を勘案しまして、適正な点検や維持管理を行いまして、水処理施設を適正に運用していきたいと考えております。耐用年数経過後の設備の更新、こちらについては滋賀県の方が責任をもってさせていただきます。

その次、瑕疵があった場合の補修等ということで、こちら正式引渡しの日から10年間、10年以内に瑕疵が発見された場合の補修については鴻池JVさんということになっております。ただ、10年間の間に、発注者側の誤操作および天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではないというふうに、例外事項を設けております。以上です。

室長：すみません、ちょっと誤解があるといけませんので補足させていただきたいのですが、耐用年数経過後の設備の更新は県が行う、これは当然なんですけれども、上

の方に10年から25年というふうに耐用年数の例が書かれているんですけども、この耐用年数が過ぎたら即更新するといったものではないです。あくまで日常の点検整備をしっかりとやる、また機械によりまして大体点検期間という、いわゆる車検のようなものが決まっております、2年とか3年に1度はやらないといけないという基準があるんですね。こういうことを日常からしっかりとやりながら見ていくと。ですから10年経ったら即壊れるというものではなくて、これを少しでも持たせるような方向に維持管理をするというのが原則になります。

最近、言葉としてよく聞かれると思うのですが、ストックマネジメントとかアセットマネジメントとか言います。要は日常の点検整備をきちっとやることでその施設をできるだけもたせるという考え方が主流になっていきますので、この施設についても同様の考え方で少しでも寿命が延びるような点検を行っていくということですので、10年経ったら即、設備が故障したりするものではないということをご理解いただきたいなと思っています。

司会：えっとご質問等。どうぞ

住民：点検とか、責任分担とか書いてあるところがありますね。今点検が、点検していくからすぐには壊れないということですけども、点検するのは県の方で？

室長：そうです。既に県が引き渡しを受けていまして、県の施設となっておりますので、当然所有者である県が責任をもって維持管理を行うと。ただし日常の維持管理等は専門業者さんに委託をする形ではやらせてもらっているということです。

住民：それと、瑕疵があった場合でいうと、正式引渡しがあった日から10年、これはどういうことでしたっけ。何か瑕疵があったらメーカーさんが直すということですか。

室長：要はですね、通常ですと1年から2年とかで瑕疵担保責任というのが定まっているんですけど、それをJVさんとの契約で10年間まで延長しているということなんですけど、これは簡単に言えば欠陥があったとき、最初からわからなかった欠陥が後からわかってそれが原因で壊れた場合、10年間業者さんに面倒見て下さいねというだけです。

住民：耐用年数経過後の設備更新ですけど、上に約何年って書いてあるけど、例えば一番上の計測設備で10年てあります。10年経ったらということだと思いますけども、これよりも早くなることも。

室長：場合によっては早くなることも有り得ます。適正な管理をしてもどうしても、天変地異もありますので、それよりも早く壊れる事はあります。

住民：それは要は早く壊れたら県がやらなあかんよと、そういうことですね。



室長：そうです。

司会：他に何かございますか。それでは無いようですので、次の議題に移ります。次第の方には入れてないんですけども、ここで現時点での工事の進捗状況について説明させていただきます。

副主幹：現在、選別施設、廃棄物土をごみと土に分けるための選別施設の工事に着手しております。現在、基礎コンクリート、それと柱になりますH鋼の建込が完了しております。各分別施設の設置に着手しております。今後も機器の設置、それと建屋ですね、外、横側と屋根を付ける工事を順次進めまして、1月末もしくは2月初旬以降に廃棄物土の選別を開始したいと考えています。2月以降、廃棄物土の選別にあたりましては、今仮置きしております土、こちらから選別に着手したいと考えております。選別施設の規模はだいたい幅が70m、奥行きが50m位の規模です。また見学会を2月の中旬・下旬あたりで実施したいと考えておりますので、ご参加の方をよろしく願いいたします。

それと鉛直遮水工なんですけども、こちらは10月27日に試掘、試し掘りに着手しております。試し掘りによりまして、鉛直遮水壁の施工位置に廃棄物土が無いということが確認できております。こちら試し掘りにつきましては、11月7日に現地見学会を開催しまして、8名の方にご参加いただきまして、状況を確認していただいております。

11月21日から、TRDの施工に着手させていただきました。カッターポストの建込、それから掘削、造成、造成といいますのはソイルセメントで壁を作るということなんですけども、そういった工程に着手しております。今日現在で、延長しまして30mから40m程度造成が完了しております。年内に北尾団地側の工事を完了させたいということを目指しております。TRDの施工につきましては、12月11日に見学会を開催したいと考えております。また、工事情報等を配布させていただくときに、正式にご案内をさせていただきたいと考えております。工事の状況につきましては以上でございます。

司会：工事の状況の関係で何かご質問等ございましたら。

住民：次回の見学会は12月11日。

副主幹：はい。まだ時間については今後調整をします。

業者：見ていただく以上はTRDの機械が動いている時間帯でないとまずいので、近くにならないと作業状況を掴みにくいんで、ちょっとこの場で何時と言うのは、もうちょっとお待ち願えませんでしょうか。

住民：日にちはもう変わらない。

業者：日にちは11日で設定していただいたのでその日に。

住民：その日しか駄目。

副主幹：あと、情報開示ということで、Webカメラを現場事務所から見ていただけるようにしておるんですけども、TRDの近くにWebカメラを据替ましたので、また現場事務所の2階に来ていただけましたら見ていただけるかと。

住民：それいつでもよいの。

副主幹：はい。日曜日は駄目ですが、工事をやっております日ですと見ていただけます。Webカメラもですね、今一番端っこに据えておまして見やすくしてあります。端っこから順に反対の方向に工事が進んでおりますので、タイミングが悪ければ小さい画像しか見ていただけないかもしれません。

司会：他に何かございますか。無いようですので、それでは議題の最後のところで、その他の2つ目のポツ、前回の開催結果についての報告を県の中島から説明します。

参事：資料5の方をご覧ください。次第の一番後ろについていますのでよろしくお願いたします。第9回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果でございます。日時は平成26年8月29日(金)19:00～21:15で行いました。場所は栗東市コミュニティセンター治田東、ここでございます。

質疑の概要でございますけど、1番、平成26年度第1回モニタリング結果についてでございます。1つ目のポツ、No.1 揚水井戸でひ素が上昇したのに、それ以外の物質は上昇していないのは何故か。なぜ、ひ素以外の物質(例えば鉛)は上昇していないのか。これに対しまして県から、ひ素以外に、マンガンも上昇しています。廃棄物土から重金属が溶出する要因にはpH と酸化還元電位があるが、No.1 揚水井戸のpH は7.2、中性であり、鉛・カドミウムは溶出しない。ひ素、マンガン、鉄が検出されたのは酸化還元電位が低く還元的雰囲気であるため溶出したと推定されますと回答させていただきました。

それにつきまして、それならば浸透水の状況(pH、酸化還元電位)が変われば、今は溶出していない物質も溶出するのではないかと、というご質問がございまして、これに対しまして、状況については常時モニタリングで把握している。状況の変化により溶出する重金属は、年4回の調査でモニタリングしている。今溶出しているひ素のような重金属が溶出しない状況(準好気的な状況)にするべく対策工事を行っていますと回答させていただきました。

それにつきまして、洗い出し効果があったとしても、溶出しない重金属等は廃棄物土層に残る。今後も無くなっていくとは考えにくい、というご意見がございました。これに対しまして、有害物調査検討委員会でもかなり厳しいpH の条件下で重金

属の溶出試験を行い、当時お示した結果のとおりで、現状のpH 程度では溶出が進行することは無いと考えています。念のため、鉛・カドミウムはモニタリングしているが、現状ではほとんど検出されていませんと回答させていただきました。

続きまして、A3井戸とNo.1揚水井戸のグラフが重複してわかりにくい、というご意見がございまして、分かりやすくするよう検討しますと回答しました。本日、記号の方を変えさせていただきましたのでご確認願いたいと思います。

2番、鉛直遮水壁の施工についてでございます。TRDの工事見学会は複数回開催して欲しい、というご意見がございました。これにつきまして、事前の試掘が終わった段階で1回、これは11月7日に開催しました。TRD施工中に1回実施します、これは12月11日に開く予定です。ただし、複数回は、北尾団地に近接することから難しいと考えていますと回答させていただきました。

次でございまして、鉛直遮水壁には地層を構成する砂や粘土が入るのか。それらのうち重い粒子は底に沈むのではないか、というご質問がございました。それに対して、地層を構成する成分はソイルセメント内に入ります。また、ベントナイトを添加するので、重い粒子が沈降することはありませんと回答させていただきました。

続きまして3番でございますけど、底面遮水工における事前調査ボーリングの実施についてでございます。1つ目が、底面粘土層破壊箇所のうち、D～E工区部分の事前ボーリング調査は、No.9～No.11の東側3カ所のみである。南側はやらなくてもよいのか、というご質問がございました。これに対しまして、南側は掘削深度が比較的浅いので、仮に端部のKc3粘土層厚が薄くて、再度、掘削することとなっても、対応は容易であると考えていますと回答させていただきました。

次に、コンクリートを構成する成分に粘土は使わないと思うのだが、というご質問がございました。これに対しまして、コンクリートはそうだが、ソイルセメントでは地層の構成成分が入ることを前提にしていますと回答させていただきました。

4番その他でございますけど、二次対策工事の有害物掘削で、どのような廃棄物がどの程度の割合で混入していたか把握し、記録に残しておくことは対策工事の評価の上で必要である。これは一次対策工事の搬出廃棄物土でも総括すべきである、というご意見がございました。これに対しまして、どのように把握し、評価できるか、検討しますと回答させていただきました。これは今回資料2の方でまとめて確認していただきました。以上でございます。

司会：今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございますか。

住民：県議会の方に我々はかつて『処分場の実態解明と有害物質撤去等適正な措置を求める請願』というのを提出して、これは認められたという歴史的な事実があります。我々の住民としての気持ちはその頃と何ら変わってなくて、この処分場の実態解明をしてもらいたいという思いがあります。最後に今読んでもらったところの、これまで掘削した中で、どこにどういうものが埋まっていて有害物がどれほど持ち出したのかということを知りたいというのも、その請願の趣旨に基づくものなんです

ね。

今回の資料2で明らかになったように、掘ってみなければわからないものが出てきた、つまり、医療系廃棄物が7.4%出てきたというのは、これは想定外の事でしたよね。実際の有害物の半分は医療系廃棄物だった訳ですけども、これだけ医療系廃棄物を我々が探しに行った訳ではないんですね。掘ってみたら出てきたというものなんですね。

で、やはり掘ってみなければ、今後の工事の中で分からないことって色々あると思うんです。二次対策工事にこれから着手していくわけなんですけども、選別施設ができますと、仮置きして流れ作業で処理していくという形になっていきます。気づいていかないと、その問題を注目していなければ、結局処分場の実態解明というものが出来ないんじゃないかという危惧があります。つまり、どこにどういうものがどれだけ埋まっていたのかっていう、最終的に二次対策工事が終わったときに、処分場の実態解明ができたのかできないのか、そこが分かるような形で二次対策工事を終えて欲しいんです。その事は改めて要望しておきたいと思います。

今後ですね、流れ作業で選別していきますと、結局悪いものは出しましたよって言われるんですけど、でもどこにどれだけどういうものが埋まっていたのってのは、それはもうどんぶり勘定ですから、という形になられると私たちとしても納得は出来ない。請願では処分場の実態解明をしてくれという風に訴えて、それを議会で承認されている訳ですから、二次対策終わったときには、処分場はこういう状態でしたと、区分けした結果は開示できるように、注意して工事をしていただきたいと思います。以上、要望です。

室長：わかりました。要はですね、どこにどういうものがあつたのかを、分析した上で、選別をすると。全部まとめてしまって、もうそれが元どこにあつたかわからないようでは困るよと、そういうことですね。わかりました。

司会：ありがとうございました。他にございますか。

住民：ちょっとよう分からんのですけどね。元々予想していたよりも、粘土層の欠落範囲が広がったんだろうというような話ですよ。No.10のいくつかを見ていたら、で、元々の予想と違ったのはなぜなのかなと思って。元々予想されたのは何かに基づいて予想されてやられたと思うんですけども、結果的にちょっと違ったというところなんですよ。広がったと。本当はこれだけと思っていたけども、こんだけかもしれない。何故そうなったのか、どういうところに外れがあつたのかというところを深く考えられていたら教えて欲しいなと思います。

コンサル：建設技術研究所の〇〇と申します。一応こちらの方の検討委員会と住民さんの話のやりとりの中で、まず最初は既存調査を今までやられていましたので、グラフを最初にまとめまして、住民さんとの話し合いの中で、30mメッシュの中でメッシュ調査というのを主体として調査をしていただきました。で、そこで有害物が出て

きたときに、周りの10mメッシュで調査を進めましょうという、結果を踏まえて、既存の調査と一次調査、二次調査の結果を踏まえて、この有害物の分布ですとか、廃棄物の分布、粘土層が欠如している箇所っていうのを推定しています。

ただ、やっぱり、一次調査でも30m、1ヶ所、二次調査終わった後は10m、1ヶ所ボーリングをしたという精度です。今回広がっているのがだいたい20m位広がります。その間で、粘土層の分布が広がったという結果になると思います。

住民：結局掘ってみると分からんというところがあるということみたいと思うんです。しょうがなかったという。掘ってないから分からなかったと。そういうことですよ、要は。

コンサル：今回はどちらかというと、調査の限界というのも1つあると思うんですけども、JVさんの提案というのもあって、そういうやっぱり順番は、もうちょっと工事中に調査をしながら補足していくということは以前からもお話をしていたかと思いますが。今回も、掘って増えたというよりは、その懸念がある所はあらかじめ今回のボーリングで確認して、それがあつたかなかつたかで、今後その辺をどう対策していくかというのを検討しながら実際の掘削に入るという対応になるかだと思います。

住民：思ったのはね、掘ってみるとわからんなど、掘ってないところはもうなってるかわからんのじゃないかなという風には僕は思った、そういうことです。

司会：他にありませんでしょうか。それでは無いようですので、一応これで本日予定しておりました議題は全て終了したんですけども、最後に別途1点ご報告をさせていただきます。

旧RD処分場の跡地の県有地化ということなんですけども、これにつきましては昨年度から県の方で土地の取得を進めておりました、今年度に入って、あと1筆だけ取得できていないという状況になりました、これは前々回のこの協議会でもあと1筆残っていますというのはお話をさせていただいたと思うんですけども、その残っておいた1筆の土地につきまして、9月30日に取得手続きが完了しまして、登記の手続きまで全て完了いたしました。これで旧RD処分場の跡地は全て県有地化されたということになります。

以上、報告をいたします。最後にみなさん、何かございますでしょうか。

住民：モニタリング調査結果ですけども、今回表がないんですけども。

主幹：表ですか。

住民：このね、いつもの表が無いんですけどね。こればっかし。

主幹：表は多分つけてなかったと思うんですけど。要はどの物質がどんだけあつたかとい

うのが縦に物質名、横に調査地点で並んでるやつ。

住民：そうそう。

主幹：それは以前、ここ数回は付けてなかったんですけども、以前付けてたことがあったかなあと思うんです。

住民：いやいや前からずーっと付いているよ。今回は付いてないので、それは宜しいの。

主幹：また付けられますので、付けるようにいたします。

住民：資料多い。何枚にもなるんで、それやったら1枚で。

主幹：1枚で。ただ凄く細かくなってしまうのでご容赦ください。

住民：それはそれで付けてくださいね。

主幹：また一覧表にして工事情報と一緒に配らせていただきます。

司会：他にありませんか。それでは無いようですので、以上で第10回の旧RD最終処分場問題連絡協議会をこれで終わらせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。